

退職手当支給に関する

1年未満の在職期間の取り扱いをめぐる課題

23年10月
学労川崎

- 川崎市の条例は「在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる」と規定。(ただし在職期間3年以上の場合、6か月以上を切り上げ)
- このため年度単位の任用である臨時的任用職員は、「5月以降に任用開始」や「2月以前に任期満了」となった場合、それ以前ないし以後にも引き続く任用がされない限り、退職手当を1円たりとも受給できない。
- また引き続く在職期間が3年以上とならない場合にも、1年未満の端数月分については(仮に11か月在職しても)、受給出来ない。
- なお、2016年度以前の神奈川県費制度下では、在職6か月から退職手当が支給されていた。

国・他都市の取り扱い① 在職1年未満の端数月の取り扱い

※学労川崎調べによる

国	札幌	仙台	さい たま	千葉	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

- ・ 国と17市は6か月以上、横浜市は7か月以上で1年と計算し支給
- ・ 支給できないのは川崎市のほかには福岡市のみ

国・他都市の取り扱い② 在職1年以上の端数月の取り扱い

※学労川崎調べによる

国	札幌	仙台	さい たま	千葉	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松
×	○	○	×	×	○	×	×	×	×
名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
○	○	○	×	○	○	×	○	○	×

- ・ 7市は1年未満の場合と同じく支給、岡山市・北九州市は月割り
- ・ 福岡市も在職1年以上では7か月以上で1年と計算し支給

退職手当支給に関する

1年未満の在職期間の取り扱いをめぐる学労川崎要求

退職手当の支給に必要な在職期間を最低でも6月とすること。

(2023年8月21日提出「賃金要求書」11(5))

- ▷ 国・他都市との均衡を考えれば、見直しは当然。
- ▷ 現行制度下で不利益を被っているのは臨時職員。
- ▷ 臨時職員は好き好んで年度途中に任用されたり、
年度途中に任期満了を迎え退職しているわけではない。

川崎市当局は速やかな改善を！